

暴力団関係者等の不当介入に係る通報報告制度の導入について

本県では、平成23年8月より石川県暴力団排除条例が施行されておりますが、今般、県発注工事からの暴力団排除を徹底する観点から、**県発注工事において、受注者等が暴力団関係者等による不当介入を受けた場合、当該受注者に対して、発注者及び警察への通報報告等を義務づけることとしました。**

不当介入とは・・・

- ・ **事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいいます。**

通報報告制度の概要

1 対象工事

石川県が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び機械類の製造又は施設の管理（以下「県発注工事」という。）を対象とします。

2 通報報告等の義務

県発注工事において、**受注者又は下請業者等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者**（以下「暴力団関係者等」という。）**による不当介入を受けた場合、受注者は警察への通報及び捜査上必要な協力並びに県への報告**（以下「通報報告等」という。）**を行うものとし**ます。

3 通報報告等を怠った場合の措置

通報報告等を怠ったと認められる場合は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第1号第4号に規定する「契約違反」に該当するものとして**指名停止を行うことがあります。**

4 実施時期

平成26年4月1日以降に県が発注する工事より適用します。

5 その他

通報報告等を受注者に義務づけるため、共通仕様書に下記の内容を記載します。

- ・ 受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者等」という。）から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察への届け出及び捜査上必要な協力を行わなければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者等から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。